

北九州市緑の基本計画(素案)について

北九州市緑の基本計画は、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像や目標を定めるもので、緑に関するマスタープランとして位置付けられています。

現計画は、平成23年度に改定しており、令和2年度までの計画期間となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、改定に1年の遅れが生じました。

改定にあたっては、学識者、子育てNPO法人代表、市民代表などで構成する「北九州市緑の基本計画改定検討会」で意見を伺うこととしています。

これまでに、4回の検討会を開催し、頂いた意見を参考に素案を作成しており、今後は、市民意見の募集（パブリックコメント）の実施を予定しています。

1 新たな計画の主な内容

(1) 計画の目標年次

令和12年度（5年を目途に見直しを行う）

(2) 計画の内容

3つの計画の方向性と視点を定め、視点の基礎に「協働」を位置付ける。

<計画の方向性>

多様な生物と共生し良好な環境を未来に引き継ぐ「みどり生きづくまちづくり」

まちの魅力とにぎわいにあふれる「みどり活きづくまちづくり」

安全・安心な暮らしを支える「みどり息づくまちづくり」

<計画の視点>

計画の視点Ⅰ 自然との共生

計画の視点Ⅱ 魅力の向上とにぎわいの創出

計画の視点Ⅲ 安全・安心の確保

視点の基礎 協働

2 スケジュール（予定）

令和3年	9月30日	建設建築委員会報告（計画素案の説明）
	10月上旬	パブリックコメント（期間：10月11日から11月5日）
	12月上旬	第5回 緑の基本計画改定検討会
		建設建築委員会報告（パブリックコメントの結果説明）
令和4年	2月	計画策定
	3月	議会報告

資料 1

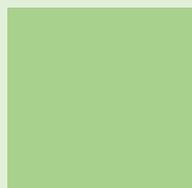
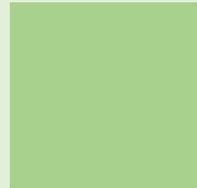
概要版



北九州市緑の基本計画【概要版】

令和 3 年 10 月（パブリックコメント素案）

北九州市



計画の概要

■ 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるものです。地域の実情を十分に勘案するとともに、公民一体となって、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的に策定されています。

■ 計画改定の背景と目的

平成23年度の緑の基本計画策定以降、社会情勢の変化に伴い、市民が求めるまちなかのみどりについては、公園の整備数や街路樹の植栽本数といった「量」の観点から、みどりの空間がもたらす快適性やにぎわいの向上といった「質」の観点へと、転換点を迎えています。

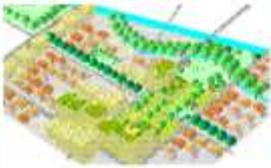
まちなかのみどりは、都市のオープンスペースとして様々な機能を有し、また、市民の生活環境と密接な関係にあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やポストコロナの時代を見据えた生活様式の見直しなどに伴い、みどりの果たす様々な機能が再認識されており、その重要性は益々高まっています。

こうした背景を踏まえ、本市におけるこれまでのみどりのまちづくりの成果や新たに生じた課題、社会情勢の変化などへ柔軟に対応するため、緑の基本計画の改定を行います。

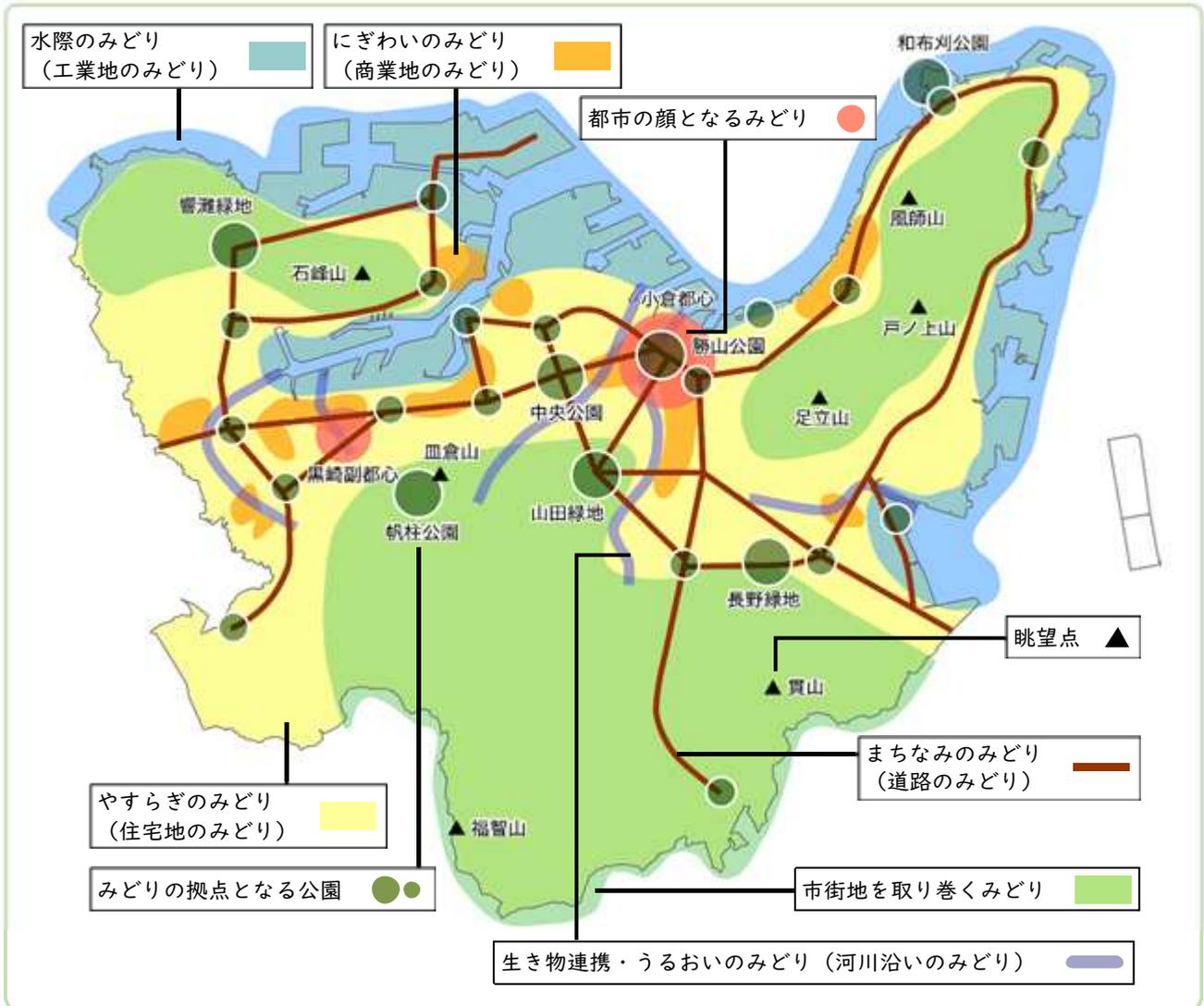
■ 計画の目標年次

令和12年度（2030年度）

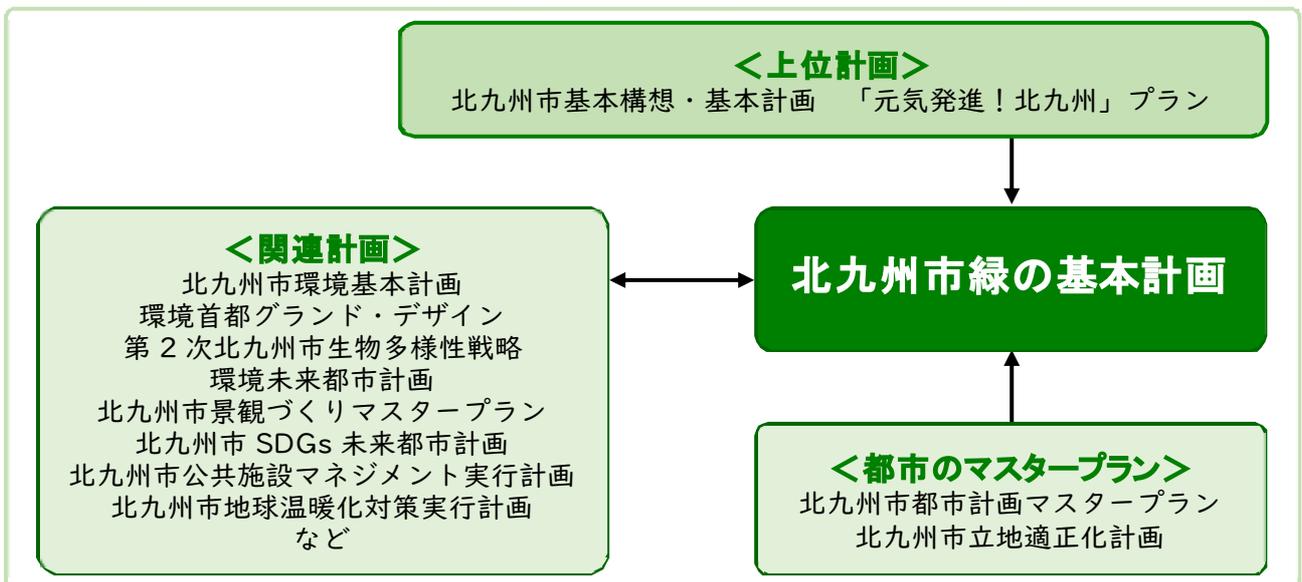
■ みどりの役割

存在効果			利用効果
 <p>みどりの適正配置による 良好なまちなみの形成</p>	 <p>緑陰の提供、気温の緩和、 大気汚染の改善</p>	 <p>省エネルギー化 (屋内外の気温の調節)</p>	 <p>休養・休息の場</p>
 <p>延焼の遅延や防止</p>	 <p>災害時の避難場所</p>	 <p>流出水の調整・ 洪水の防止</p>	 <p>牧養、文化活動など 様々な余暇活動の場</p>
 <p>都市景観にうるおいと 秩序を与える</p>	 <p>行楽・観光の拠点</p>	 <p>生物の生息環境</p>	 <p>子どもの健全な育成の場・ 競技スポーツ健康運動の場</p>

計画区域



計画の位置付け



主な実績①

■ 環境首都の魅力

- 小倉駅周辺の花と緑の顔づくり
- 黒崎駅周辺の花と緑の顔づくり
- 東田グリーングリッド
- 城野ゼロ・カーボン先進街区
- 遊歩道の整備
- 自然公園の利用
- 街なかの自然の保全
- 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成
- 生き物との共生を楽しむまちのモデルづくり
- 保存樹
- 緑の街並み整備
- 公共施設などの緑化
- 建物など周辺景観と調和した緑化
- 花のまちづくりの体系化
- 花咲く街かどづくり
- 花と緑の車窓景観の整備
- 花の名所づくり
- 花の普及啓発



駅前のペDESTリアンデッキ上の花壇



城野ゼロ・カーボン先進街区の整備



山田緑地での体験活動の様子

■ 健康・生きがい

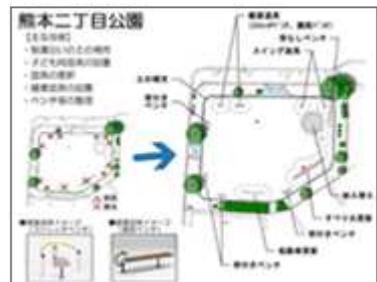
- 公園体系による各種公園の特色づけ
- 規模の大きな公園の整備
- 身近な公園の整備
- 有料公園の魅力アップ
- 地域に役立つ公園づくり
- 地域で管理する菜園づくり
- 子どもや子育てに配慮した公園づくり
- 効率化を図る公園の統廃合
- 複数の公園の機能分担
- 健康づくりを支援する公園整備



響灘緑地に新設された起伏のある「でこぼこ広場」



健康遊具を活用して健康づくりに取り組む市民



地域に役立つ公園づくり事業における検討図

主な実績②

■ 安全

- 避難地となる公園の防災機能の充実
- 緑の保全と植栽地などの拡大
- 防犯機能の強化
- 緑の健全育成
- 公園のバリアフリー化
- 既設公園のリフレッシュ
- 公園施設の長寿命化



公園の防災機能の充実
(マンホールトイレ設置)



整備前



整備後

公園の防犯機能の強化（見通しを確保したりリニューアル）

■ 協働

- 公園愛護会の充実
- 地域で管理する菜園づくり（再掲）
- 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成（再掲）
- 住宅地における花と緑づくり
- 商業地における花と緑の演出
- 工業地の緑地の確保
- 花づくり団体の拡充
- 花づくりの協働の取り組み
- 花づくりの顕彰制度と技術支援
- 緑化の助成
- 緑のまちづくりの参加につながる動機づけ
- 緑の探検隊と子ども樹木講座
- 花の名所とまちの緑を知り、楽しむしくみづくり
- 花や公園の情報発信
- 勝山公園グリーンエコハウスの活用



公園愛護会による身近な公園の維持管理活動



花壇サポーターが管理を行う路上の公共花壇



花新聞による様々な花の情報の提供

前計画の指標と目標量の達成状況

■ 市街地の緑の担保

都市公園の計画的な整備や港湾緑地面積などの増加により、市街地におけるみどりの量は着実に増加しました。

指標	当初の数値 (平成 22 年度)	目標量 (令和 2 年度末)	現況 (令和 2 年度)
市街地の緑の担保 (①+②+③+⑤) ÷ 市街化区域	1,619ha (市街化区域の 7.9%)	1,942ha (市街化区域の 9.5%)	→ 1,718ha (市街化区域の 8.4%)
①特別緑地保全地区の指定	83.3ha	100ha	→ 83.3ha
②工場緑地及び工場等緑化協定	343ha	400ha	→ 373ha
緑に親しむ公園や緑地の整備 ③+④+⑤	1,411ha (14.5 m ² /人)	1,660ha (17.6 m ² /人)	→ 1,480ha (15.8 m ² /人)
③都市公園面積	1,150ha (11.8 m ² /人)	1,245ha (13.2 m ² /人)	→ 1,190ha (12.7 m ² /人)
④自然公園園地などや森林公園面積	218ha	218ha	→ 218ha
⑤港湾緑地面積	42.6ha	197ha	→ 72.2ha

■ 市街地の緑化

平成 20 年に政府から、低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしている「環境モデル都市」に選定され、その第 1 号事業として「環境首都 100 万本植樹プロジェクト」がスタートしました。これまでに、若松区の響灘地区などにおいて、約 74 万本の植樹を行いました。

指標	当初の数値 (平成 22 年度)	目標量 (令和 2 年度末)	現況 (令和 2 年度)
環境首都 100 万本植樹	25 万本	80 万本	→ 74 万本

■ 協働の取組

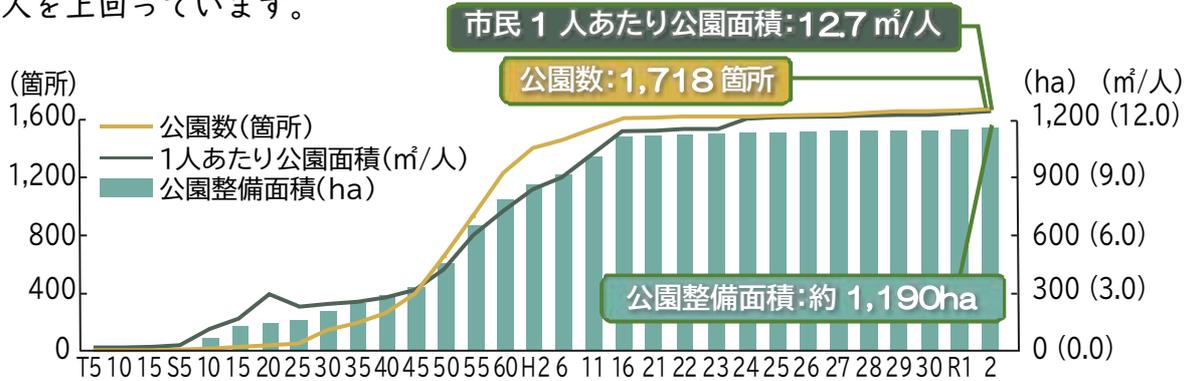
住民目線で多様化するニーズをとらえ、公園の整備計画に反映するため、市民と協働して身近な公園づくりを考える「地域に役立つ公園づくり事業」では、年間 2 校区を目安に着実に整備を進めてきました。また、市民花壇や公園愛護会への支援などにより、市民協働による花とみどりのまちづくりに対する活動が活発に行われており、その活動箇所数も順調に増えてきました。

指標	当初の数値 (平成 22 年度)	目標量 (令和 2 年度末)	現況 (令和 2 年度)
地域に役立つ公園づくり ワークショップ	12 校区	55 校区	→ 39 校区
市民協働による緑化や 管理の箇所数	1,934 箇所	2,100 箇所	→ 2,028 箇所

本市の現状

■ 都市公園の整備状況

市内には、1,718 箇所（約 1,190ha）の都市公園が整備されています。市民 1 人あたりの都市公園面積は 12.7 m²/人で、全国平均 10.7 m²/人、政令指定都市等平均 6.8 m²/人を上回っています。



■ 環境首都 100 万本植樹

平成 20 年より、市民や事業者、NPO、行政が協働して、100 万本の植樹に取り組んでおり、令和 2 年度末までに 74 万本の植樹を達成しています。

■ 協定などによる緑化

緑地協定の締結や、地区計画による緑化率の制限などにより、地域や工場などの緑化を進めています。

■ 市民参加による花づくり

花咲くまちかどづくり事業による花壇づくりや、道路サポーター制度などによって、市内各所で市民とともに、花による快適な空間づくりに取り組んでいます。



■ 公園愛護会

身近な公園では、地域のボランティアによる公園愛護会が日常的な清掃や除草活動を担っており、令和 2 年度末時点で 1,155 団体が活動に取り組んでいます。



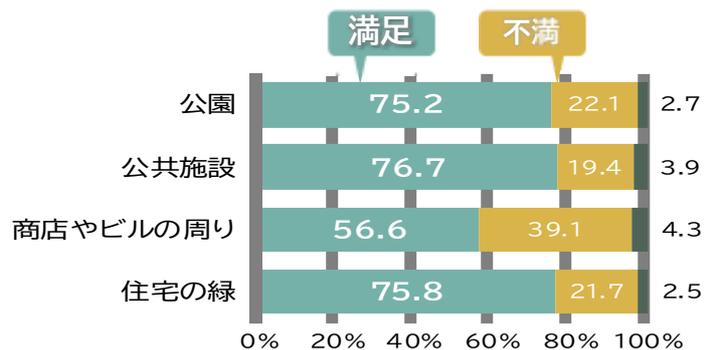
■ 公民連携での公園整備・管理

全国に先駆けて、公募設置管理制度 (Park-PFI) を活用した民設民営の便益施設を勝山公園内に整備しました。



■ 市民のみどりに対する意識

市民アンケートの「みどりの満足度」では、全項目で「満足」が「不満」を上回っています。



計画のテーマと視点

計画の前提条件

基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プラン

【まちづくりの目標】 人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち

みどりに関する社会情勢

SDGs

コンパクトなまちづくり

グリーンインフラの活用

民間活力の導入

公共施設マネジメント

前計画の取組実績から導かれる今後の課題

みどり全般

- ・みどりの量の確保と質の向上
- ・みどりによるまちの魅力向上
- ・自然とのふれあいの充実

みどりの保全

- ・市街地周辺のみどりの機能確保
- ・まちなかのみどりの保全
- ・みどりからの学びの充実

市街地の緑化

- ・市街地のみどりの確保
- ・気候変動への適応

公園の整備

- ・公園の魅力向上
- ・多様なニーズへの対応
- ・安全と安心の確保

多様な主体との協働

- ・地域住民との協働
- ・公民連携の推進
- ・情報発信の充実

計画のテーマ

多様な主体が育む 持続可能で、みどりがいきづくまちづくり

計画の方向性

多様な生物と共生し
良好な環境を未来に
引き継ぐ

**「みどり生きづく
まちづくり」**

まちの魅力とにぎわい
にあふれる

**「みどり活きづく
まちづくり」**

安全・安心な暮らしを
支える

**「みどり息づく
まちづくり」**

計画の視点

【Ⅰ】

自然との共生

生物との共生や自然
環境への配慮を踏ま
えたみどりの保全

【Ⅱ】

魅力の向上と
にぎわいの創出

みどりを活用したま
ちの魅力向上とにぎ
わいの創出

【Ⅲ】

安全・安心の
確保

みどりを活用した防
災や減災の取組と、安
全・安心で快適に住み
続けられるまちの機
能強化

視点の基礎

協働

市民協働・公民連携による花とみどりのまちづくり

施策の展開

【I】自然との共生

基本目標①：多様な生物がいきづく豊かなみどりづくり

施策方針①－1 市街地を取り巻くみどりの保全・活用

◆みどりの保全

風致地区制度や特別緑地保全地区制度などによる行為規制や制限により、良好なみどりを保全します。



◆みどりとふれあう拠点づくり

自然体験を通じてみどりとふれあうことができる場として、緑地などを活用するとともに、環境教育などの充実を図ります。



施策方針①－2 市街地における生物との共生環境の保全・活用

◆みどりとふれあうまちなかの拠点づくり

市街地のみどりにおける生物との共生環境について、市民とともに保全を図り、身近な環境でみどりとふれあいながら生物多様性や自然共生を学べる人材育成の場として活用します。



施策方針①－3 市街地における新たなみどりの創出

◆工業地のみどりづくり

法令等に基づく緑化制度を活用した取組とともに、協働によるみどりづくりへの参画を促進します。



◆公共施設のみどりづくり

各団体が行う花壇整備のほか、施設の再整備などにあわせて、施設や敷地内の質の高い緑化を図ります。



◆環境首都にふさわしいみどりづくり

「環境首都 100 万本植樹プロジェクト」により、市民と行政が一体となって持続可能なみどりのまちづくりに努めます。

基本目標②：みどりのまちづくりを支える人づくり

施策方針②－1 市民協働によるまちなかのみどりの確保

◆花とみどりのまちづくり

市民や事業者による花壇づくり、各種コンクールの実施やみどりづくりに貢献をいただいた方の表彰、フラワーコーディネーター制度による花づくりの技術支援などによって、活動に対するやりがいや意識の向上につながる取組を進め、花とみどりのまちづくりへの支援の充実を図ります。



施策方針②－2 みどりのまちづくりにつながる普及・啓発

◆みどりを学ぶ普及・啓発活動

指導員による環境学習活動の実施や、剪定枝や落葉によるみどりのリサイクルの取組などを実施し、意識の向上を図ります。あわせて、情報通信技術などを活用した新たなツールでの普及・啓発活動の充実を図ります。



基本目標③：共生環境をつなぐみどりのネットワークづくり

施策方針③－1 まちを彩る連続したみどりの確保

◆みどりの連続性の確保

道路や河川などを整備する際には、生物が生息・生育する拠点となるみどりがつながるように留意し、生物の共生環境をつなぐネットワークの形成を目指します。その取組として、良好な街路樹育成のため、ゆとりある植栽の実施や樹木のリフレッシュ、道路特性や街路機能に適した樹種の選定や管理を実施します。



【Ⅱ】魅力の向上とにぎわいの創出

基本目標④：みんなに愛されるみどりの拠点づくり

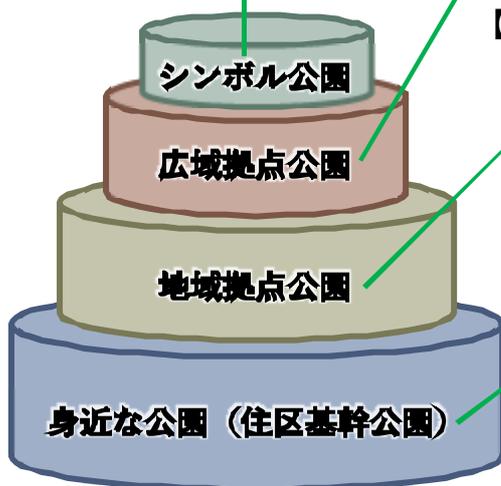
施策方針④－1 公園種別の体系化と公園づくりの方針

◆体系化による計画的な公園整備と戦略的な公園配置の検討

本市独自の公園体系に基づき、利用状況や施設状況、市民ニーズなどに応じて、既存公園の再生・活性化やニーズに即した公園の適正配置などにより、より効果的な公園の整備や活用に取り組めます。



【勝山公園】



【和布刈公園、山田緑地、長野緑地、中央公園、帆柱公園、響灘緑地】

【大里公園、桃園公園、三萩野公園、文化記念公園、香月中央公園、高塔山公園、夜宮公園など】

【種別：街区公園、近隣公園、地区公園】

その他：【風致公園：瀬板の森公園など】
【特殊公園：白野江植物公園など】



◆魅力ある都市公園の整備・改善

無料公園では、市民ニーズに対応し、誰もが使いやすく愛着を持てるように公園の魅力向上を図ります。有料公園については、施設の改修や未利用地の追加整備を進め、特色を最大限に活かした魅力向上を図ります。



◆本市の顔となるみどりの拠点づくり

本市を代表するみどりの拠点において、観光施策や景観施策などとも連携しながら、地域特性を活かした魅力ある景観づくりと、それらを活用したにぎわいづくりに取り組みます。



基本目標⑤：みどりを活用してみんなで取組む都市の魅力づくり

施策方針⑤－１

多様な主体と取組むみどりの柔軟な活用

◆事業者や各種団体との協働

市民団体や民間事業者などと連携して、公園の柔軟な利活用を図ります。



◆学校などとの協働

学校教育と連携し、生物調査や公開講座の開講などを実施するとともに、調査・研究や緑化技術開発についてみどりの専門家との連携を図ります。



◆住民との協働

身近な公園での菜園整備や「地域に役立つ公園づくり事業」などを実施して、市民協働による公園の利活用を進めるとともに、公園愛護会や市民団体の美化活動に対する支援を図ります。さらに、緑化協定の締結や花づくり講習の実施などにより、住宅地における居住環境の向上を促進します。



施策方針⑤-2

みどりによるまちのにぎわいと魅力の発信

◆効果的で効率的な媒体や手法による情報発信

本市の魅力的なみどりの拠点や、それらの情報については、SNS などによる市民の力を活用した情報発信に取り組むとともに、既存の広報媒体についても、媒体の特性に応じて、わかりやすく効果的な情報発信を行います。



基本目標⑥：みどりによる健康づくり

施策方針⑥-1

健康づくりにおけるみどりの活用

◆健康づくりに寄与する施設整備や健康教室などの開催

公園の健康遊具など、市民が行う健康づくりや介護予防の取組を支援する整備を行うとともに、健康教室や健康づくりイベントの場としてのみどりを活用します。



【Ⅲ】安全・安心の確保

基本目標⑦：みどりによる安全で快適なまちづくり

施策方針⑦－1

みどりが有する防災・減災機能の活用

◆防災・減災に資するみどりの活用

都市機能の集約や防災機能の強化など、災害に強いまちづくりを進めていくため、公園の機能集約や適正配置などを図り、グリーンインフラを活用したまちなかの防災・減災機能の強化を図ります。

◆公園を中心とする地域防災機能の確保

地域防災計画と連動し、公園などにおいて、みどりを活用した防災・減災機能の充実を図ります。



施策方針⑦－2

みどりの安全性や快適性の確保

◆公園の適切な維持管理

効果的で効率的な公園巡視の取組と、公園施設長寿命化計画による計画的な補修や施設更新により、適正な維持管理を図ります。



◆誰でも安心して使える公園づくり

バリアフリーやユニバーサルデザインによる公園づくりとともに、様々な特性にあわせて、誰もが同じ空間で楽しくすごせる公園づくりを目指します。



◆安全・安心な公園づくり

見通しの確保や防犯カメラの設置補助などにより、安全性の確保を図ります。



◆快適で美しいみどりの維持

みどり豊かで美しいまちなみを形成するため、引き続き市民と連携し、計画的に街路樹などの維持管理に努めます。



各主体の役割

- ・ 学習、教育活動によるみどりに対する意識啓発、人材育成。
- ・ 調査研究成果の提供や提言、技術的な支援。

教育機関
など

学

- ・ みどりとの調和に配慮した事業活動。
- ・ 敷地内におけるみどりの創出、保全と適切な維持管理。
- ・ 地域における緑化ルールなどの検討。
- ・ 他の主体との連携によるみどりの維持管理活動やイベントなどの企画や運営。
- ・ SNSなどを活用した情報発信によるみどりの普及啓発。

産

事業者や
NPO など

協働によるみどりのまちづくり

行政

官

- ・ みどりに関する各種施策の実施。
- ・ 公園の整備や公共施設の緑化によるみどりの創出、保全と適切な維持管理。
- ・ 各主体との協働によるみどりづくりを支援するためのコーディネート。
- ・ 各主体のみどりのまちづくりに関する取組への助成や支援。
- ・ 各主体が協働でみどりの活動を行うための環境整備。
- ・ みどりづくりに関する情報発信や意識啓発。
- ・ みどりの魅力の発信及び市民との協働による効果的な発信方法の検討。

民

市民

- ・ みどりに関する関心と理解。
- ・ 敷地内におけるみどりの創出、保全と適切な維持管理。
- ・ SNSなどを活用したみどりの魅力の情報発信。
- ・ みどりの維持管理活動やイベントなどへの参加。

計画の目標値

指標	現況 (令和2年度)		目標値 (令和12年度)
身近な公園の満足度	48.5%	→	現況値以上
身近な公園への愛着	52.3%	→	現況値以上
特別緑地保全地区の指定	83.3ha	→	現況値以上
都市公園面積	1,190ha (12.7㎡/人)	→	1,200ha (13.7㎡/人)
環境首都100万本植樹	74万本	→	100万本
地域に役立つ公園づくりワークショップ	39校区	→	60校区
市民協働による緑化や管理の箇所数	2,028箇所	→	現況値以上